会議資料5

新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金 及び国民健康保険料の減免について

旭川市福祉保険部 国民健康保険課

国民健康保険傷病手当金の支給

○ 国民健康保険加入者のうち、被用者が新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があるなど感染が疑われることにより会社等を休み、事業主から給与等の全部又は一部を受け取ることができない場合に、傷病手当金が支給される。

○国民健康保険加入者のうち給与等の支払いを受けている被用者で(1)~(3)全てに該当すること。

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり感染が疑われるため、就労する ことができなくなった場合

- (2) 給与等(休業手当を含む。)の支払いを受けられないか、一部減額されて支払われている場合
- (3)(1)の理由により3日連続して仕事を休んだ場合で、4日目以降が令和2年1月1日から令和4年12月31日までの間に属する場合

支給対象日数

支給対象

感染等により就労することができなくなった日から起算して4日目から、欠勤している期間(給料等が支払われていない期間)のうち、就労を予定していた日数

支給額

1日当たりの支給額[(直近の継続した3か月間の給与収入の合計額÷就労日数)] ×2/3×支給対象日数 (1日当たりの支給額には上限があります。)

予算額

令和2年度~6,501千円(=1人当たり見込額:36,943円×対象人数(見込み):176人) 令和3年度~1,620千円(=1人当たり見込額:30,000円×対象人数(見込み):54人) 令和4年度~ 975千円(=1人当たり見込額:195,000円×対象人数(見込み):5人)

財源:交付金

実績

令和2年度~申請件数: 5件,支給額: 148,261円 令和3年度~申請件数:22件,支給額: 693,467円

令和4年度~申請件数:34件. 支給額:1.061.543(8月24日現在)

新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免

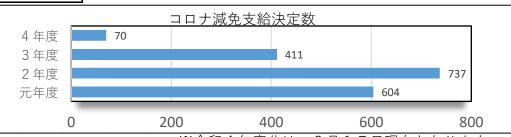
- 〇 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合、あるいは主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込み等の場合に保険料を減免する制度
- 〇 対象の保険料
 - ・令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
 - ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料
 - ・令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている保険料

表1

	事由	減免割合	申 請受付数	減 免 決定数	不承認数	申 請 処理中	減免 決定額
令和元年度分	死亡及び 重篤な傷病	保険料全額	/	6		0	417,030
	新型コロ ナウイル スの影響 による減少	減 全部		543	30		14,963,610
		免 10分の8		23			1,188,960
		象 10分の6		16			830,530
		保 10分の4		8			405,590
		料 10分の2		8			205,610
		合計	634	604	30	0	18,011,330
	死亡及び 重篤な傷病	保険料全額		14	35	0	1,728,270
令	新型コロ ナウイル スの影収 によの減少	減 全部		664			106,368,450
和2年度分		免 10分の8		26			8,862,060
		象 10分の6		17			5,872,920
		保 10分の4		8			2,567,160
		料 10分の2		8			1,409,330
		合計	772	737	35	0	126,808,190

	事由	減免割合		申	請 数	減 決 5	免 定数	不	承 認 数	申 処 理	請中	減免 決定額
令和3年度分	死亡及び 重篤な傷病	保隆	食料全額			7					338,390	
	新型コロ ナウイル スの影収 による減少	レ 対 10分の	全部		/	;	359		30	0		58,861,570
			10分の8				27				n	8,983,500
			10分の6				13				Ū	4,426,850
			10分の4				4				1,288,660	
			10分の2				1					16,000
	合計			44	2	•	411		31		0	73,914,970

グラフ1 保険料の新型コロナウイルス減免申請数推移



※令和4年度分は、8月17日現在となります。